

地域包括ケアシステムと居住支援について

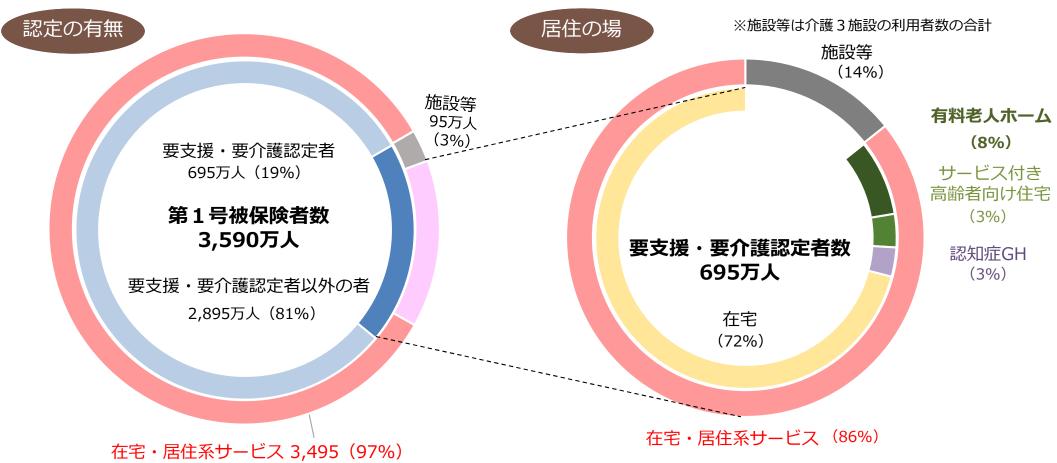
厚生労働省 関東信越厚生局 健康福祉部 地域包括ケア推進課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Kanto-shinetsu Regional Bureau of Health and Welfare

高齢者の住まいの現状

- 高齢者の9割以上は在宅
 - → 第1号被保険者 3,590 万人のうち 3,495 万人(97%)が在宅(居住系サービスを含む)
- 要介護の高齢者も約8割が在宅
 - → 要介護認定者 695万人のうち 600 万人 (86%) が在宅介護 (居住系サービスを含む)

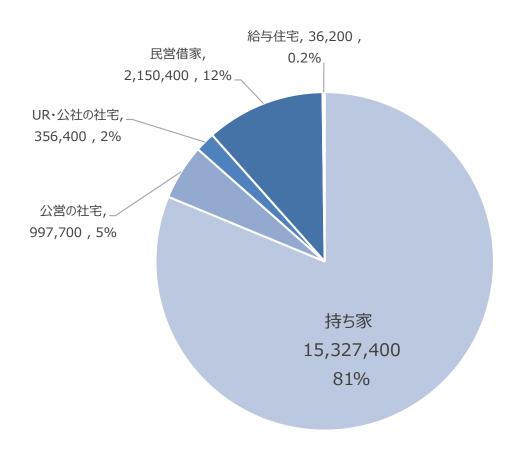


出典 第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数、施設等利用者数、認知症GH利用者数は介護保険事業状況報告(令和4年6月末現在、暫定版) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の利用者数は、厚労省調べの定員数(令和4年6月末現在)、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムの登録戸数(令和4年6月末現在)、令和4年度老健事業「高齢者向け住まいにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究」(令和5年3月 PwCコンサルティング合同会社)から推計

高齢者世帯の住宅事情

- 家計を主に支える者が65歳以上である世帯の持ち家率は8割
- 持ち家以外では、民営借家が約1割、公営住宅やURが約1割
 - ■年齢階級別の持ち家比率 (家計を主に支える者の年齢階級別)
 - 100% 83.4% 90% 80.6% 81.9% 80% 81.5% 78.9% 70% 60% 50% 40% 30% 20% 10% 0%

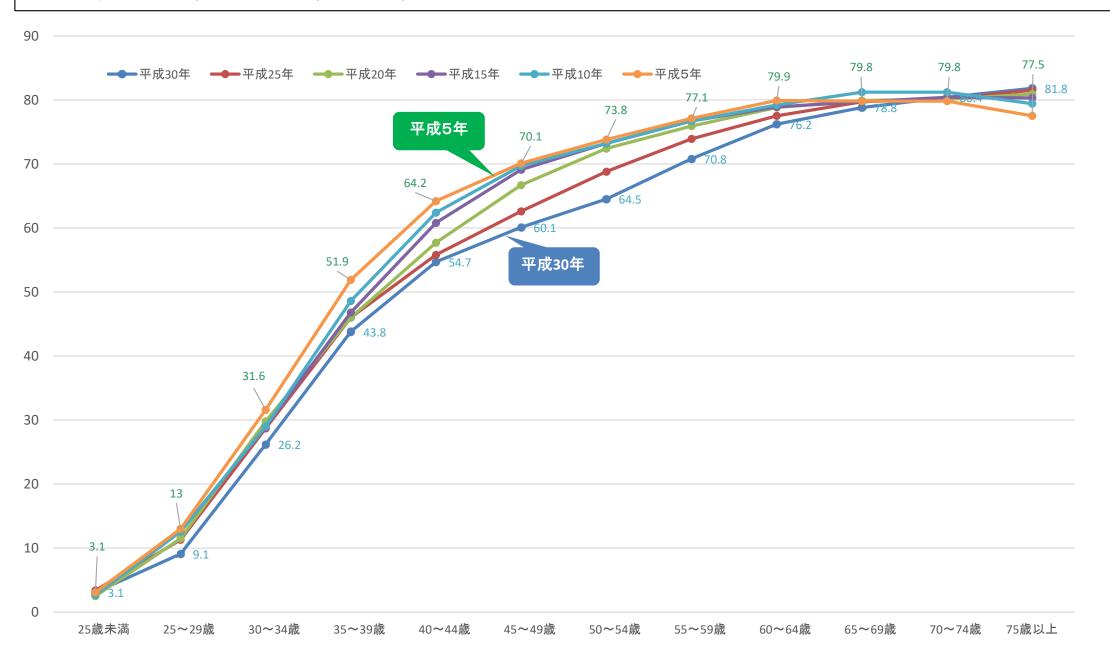
■高齢者世帯の住居の所有類型 (家計を主に支える者が65歳以上)



平成30年度住宅・土地統計調査(総務省統計局)

年齢階級別の持ち家率の推移

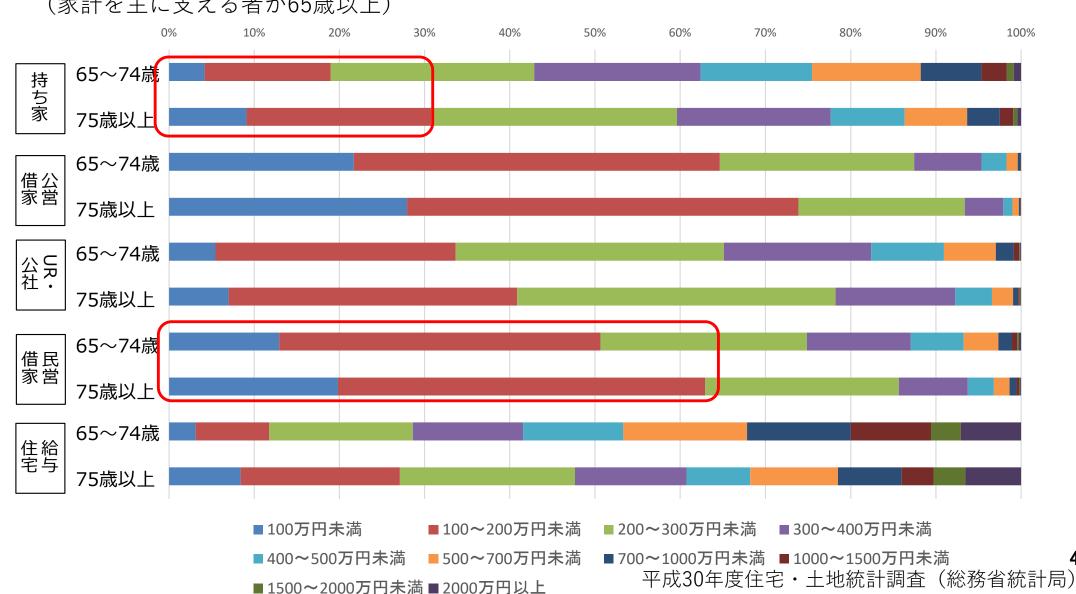
○近年、30~50代の持ち家率は低下傾向



高齢者世帯の住宅事情

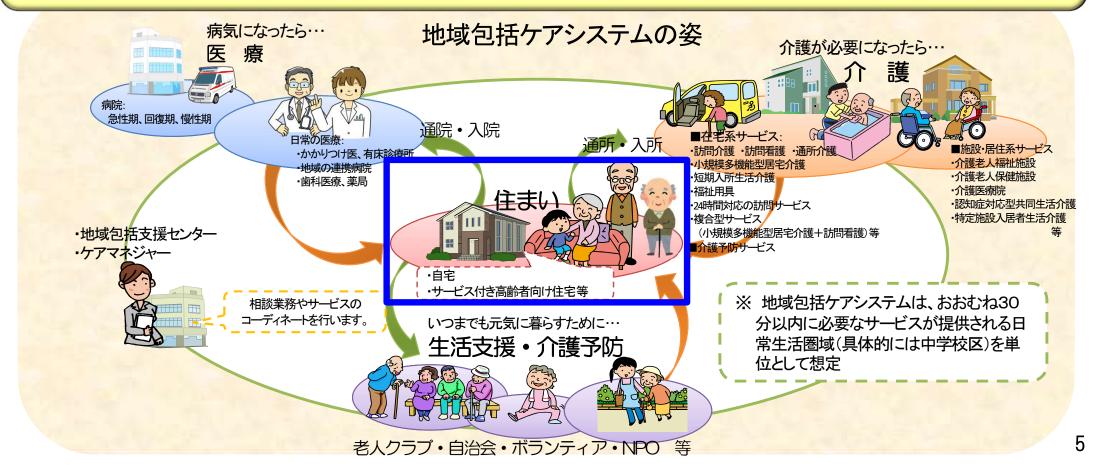
○ 家計を主に支える者が65歳以上である世帯では、持ち家よりも、民営借家等の方が収入が低い世帯が多く、ほとんどが年収300万円以下の世帯となっている。

■高齢者世帯の住居の所有別収入分布 (家計を主に支える者が65歳以上)

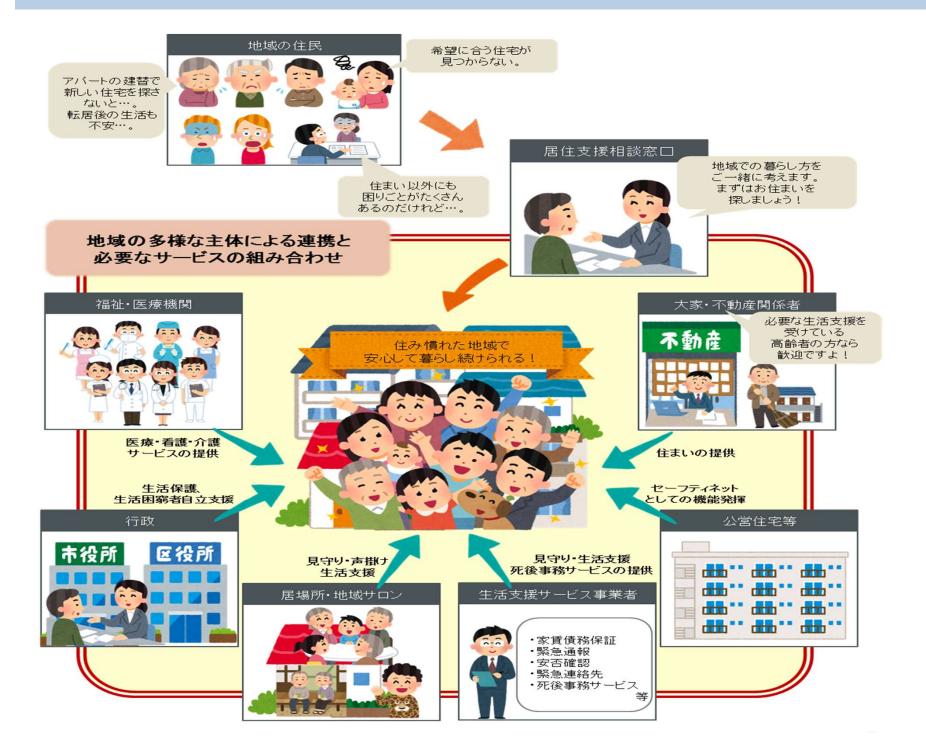


地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



居住支援の取組~福祉・住宅行政の連携~



1 事業の目的

- 高齢者の住まいの確保と生活支援を進めるため、平成26年度から、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施し、住ま いの確保支援(住宅情報の提供・相談対応等)や生活支援(見守り等)に係る費用に対する助成を行い、平成29年度以降は、同様の取 組に対して地域支援事業交付金により支援ができるようにしているところ。
- 一方、地域支援事業により、モデル事業と同様の取組を実施している自治体が非常に少なく、その理由として、取組の実施にあたり、 自治体内(住宅部局と福祉部局等)の調整や社会福祉法人・不動産業者等との調整など、関係者が多岐にわたること等から、検討が進 まないとの意見があるところ。
- このため、有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階おける助言や関係者との調整を行うことで、事業の実施に 結びつけていくことを目的として、本事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

厚労省職員や有識者等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援の実施。

① 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

具体の事業の実施に向けて、事前に実施すべき実態の把握や、それを踏まえた取組の方向性等についての意見交換、課題 に対する検討等の実施にあたって、有識者や、厚生労働省職員、国土交通省職員等を派遣し、アドバイスや事業関係者の 調整等を実施。

② 制度や取組の事例、パンフレット等の周知

課題を踏まえた取組の事例等について周知 (本事業においては、事業の検討過程にも着目し、課題把握や取組に至った事例について、経緯等を含めて整理し、事業 の検討にあたって実用的なパンフレット等作成を想定)

第1線で活動されている行政職員・有識者の紹介

①の実施にあたって、必要に応じて既に取組を実施している自治体の職員や制度創設に関わった有識者等を紹介。

<自治体における検討の流れ>

○自治体における課題の顕在化

高齢者が大家から入居を断られ て、居住確保が困難な状況等

支援

○地域の実情を踏まえた対応方策の検討

- ・実態把握
- ・関係者との調整
- ・事業の具体化の検討



- ・相談対応、不動産店への同行
- ・社会福祉法人による見守り 等

見守り等にか かる費用を 「地域支援事 業交付金しに より支援。

※以前は「低所 得高齢者等住ま い・生活支援モ デル事業」とし て支援。

支援

岩手県雫石町「雫石町低所得高齢者等住まい・生活支援事業」

~社会福祉法人(養護老人ホーム)が、空き家・貸家を借上げ、住まい支援と生活支援を一体的に実施~

◆事業の概要

(法人の問題意識)

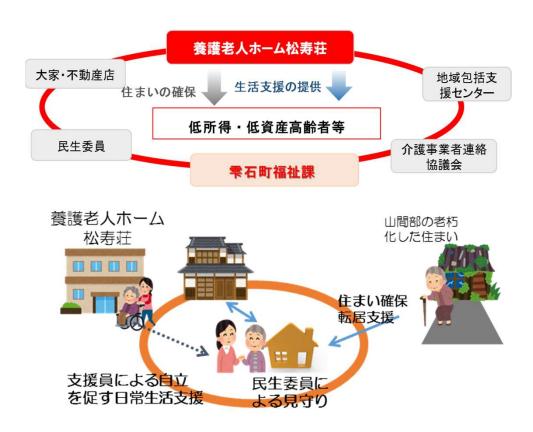
- ○養護老人ホームには地域の社会資源を効果的に利用すれば、必ずしも措置入所せずに地域で暮らすことができる方がいる可能性。
- ○また、入所時の課題が解決され、地域に戻れる入所者もいるが、 入所時に住む場所を失くしているため、地域に戻りたくても戻れ ない状況。

(事業概要)

- ○養空き家・貸家を借り上げ、<u>対象者に住まいの支援と生活支援</u> を実施。
- ○対象者
 - ・低所得高齢者、家屋の老朽化等により不安を抱かれている方
 - ・過疎地域で冬期間の生活が困難な方
 - ・養護老人ホーム利用者で地域生活が可能と思われる高齢者
- ○生活支援
- 1名の専任職員(嘱託)が、毎朝夕の安否確認、通院・買物支援等や地域行事に関する情報提供と参加支援。
- ※<u>地域の民生委員による協力</u>を受けつつ、社会福祉法人が24時間バックアップ。

◆事業の成果

- ○<u>令和元年10月現在、5世帯6名が町事業を利用(単身4人、親</u>子一組)。50代障害者も利用。
- ○高齢者だけでない、制度の狭間に陥った多様なニーズに対応。
- ○支援内容は、当初は手厚く、信頼関係を築いてから手を放していき、移動支援と事務的な諸手続等への支援程度に落ち着く。<u>いずれの利用者も、劣悪な居住環境から住替えて、生活が整い、自立意欲も高まった</u>。
- ※松寿荘では、施設の空き室を利用し、自立準備ホームとして刑務 所出所者を受け入れてきた。







参考資料

介護保険制度の見直しに関する意見(令和4年12月20日) 抜粋

- I 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 1. 生活を支える介護サービス等の基盤の整備

(住まいと生活の一体的支援)

● 介護保険制度においては、地域支援事業の一つとして、「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を実施しているが、このモデル事業の結果や全世代型社会保障構築会議における議論の状況等を踏まえて、介護保険制度における住まいと生活の一体的な支援の方策について、住宅分野や福祉分野などの介護分野以外の施策との連携や役割分担の在り方も含め、地域共生社会の実現に向けた観点から、引き続き検討することが適当である。

【高齢者】「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」の実施

- 平成26年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行っていたが、<u>平成29年度以降は</u>、各地域で行われている先進的・効果的な取組について、<u>地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開</u>を図っている。 具体的には、<u>地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、入居に係る支援等の内容をより明確にした上で、事業の拡充を行った。</u>
- また、介護保険の**保険者機能強化推進交付金により市町村の取組を後押し**することや、**国土交通省と連携して、高齢者の居 住と生活の一体的な支援の取組について検討する自治体への伴走支援**等を実施している。

対象者

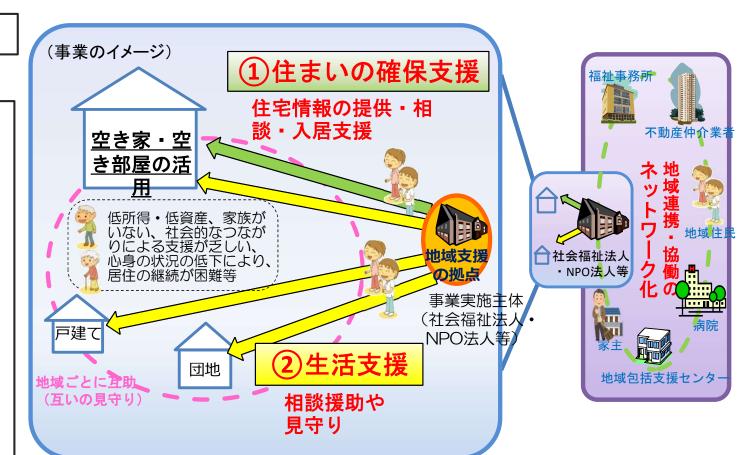
○ 高齢者

実施自治体

)市町村等

支援内容

空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の 生活特性に配慮した公的賃貸住宅(シル バーハウジング)、サービス付き高齢者 向け住宅、多くの高齢者が居住する集合 住宅等への高齢者の円滑な入居を進めら れるよう、これらの住宅に関する情報提 供、入居に関する相談及び助言並びに不 動産関係団体等との連携による入居支援 等を実施するとともに、これらの住宅の 入居者を対象に、日常生活上の生活相 談・指導、安否確認、緊急時の対応や一 時的な家事援助等を行う生活援助員を派 遣し、関係機関・関係団体等による支援 体制を構築する等、地域の実情に応じた、 高齢者の安心な住まいを確保するための 事業を行う。



重層的支援体制整備事業 実施イメージ

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

